

指名停止措置一覧

令和8年1月29日現在

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止の措置要件
新明和工業株式会社	令和7年7月3日から 令和8年7月2日まで 12か月間	新明和工業株式会社は、特定エレベーター方式PS設置工事において、遅くとも平成29年6月29日以降、独占禁止法（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	別表第2第2号（独占禁止法違反行為）
株式会社中央技術コンサルタント	令和7年8月29日から 令和9年8月28日まで 24か月間	株式会社中央技術コンサルタントの東北支店長が、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務の入札において、非公表の設計価格を同市職員から事前に入手し落札したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕された。	別表第2第3号（競売入札妨害又は談合）
新明和工業株式会社	令和7年11月11日から 令和8年11月10日まで 12か月間	新明和工業株式会社は、特定特装車製品の販売等に関して他社と情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意するなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から違反事業者として公表された。	別表第2第2号（独占禁止法違反行為）
極東開発工業株式会社	令和8年1月14日から 令和9年1月13日まで 12か月間	極東開発工業株式会社は、特定特装車製品の販売等に関して他社と情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意するなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から違反事業者として公表された。	別表第2第2号（独占禁止法違反行為）
橋本建設	令和8年1月29日から 令和8年2月28日まで 1か月間	橋本建設は、上天草市建設部建設課が発注した「令和7年度道管委第5号 市道鳴川西川内線道路維持業務委託（その1）」の施工に当たり、令和7年7月16日、委託区間内の支障木を伐採中、伐採した木が倒れ、その木の枝が当該作業に従事する交通誘導員に当たり転倒した。その際に、後頭部を路面に強打し負傷、後日死亡した。（労働安全衛生法第20条第1号、同法第21条第1項及び労働安全衛生規則第151条の112に規定する危険を防止するための必要な措置が不十分であり、安全管理の措置が不適切であった。）	別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）